

いじめと子どもの人権

北海道滝川市の小学校教室で6年生の女児がいじめを苦に、昨年9月に自殺を図り、今年1月に死亡しました。また、福岡県では筑前町立三輪中学校2年の男子生徒がやはりいじめを苦に自殺しました。この数日、マスコミは大々的にこの報道を繰り返しています。

いじめとは一体何なのでしょう？

東京地裁八王子支部が平成3年9月26日に下した判決では、「学校及びその周辺において、生徒の間で、一定の者から特定の者に対し、集中的、継続的に繰り返される心理的、物理的、暴力的な苦痛を与える行為を総称するものである。」と定義されています。

このようないじめは、いじめられた子どもの命を奪い、心に取り返しのつかない傷を残すことになりま。実際、子どもときのいじめが原因で心に深い傷を受け、一生涯自分の能力を發揮せずに終わってしまう人もいます。

人は誰もが安心して、自分らしく、自由に生きる権利を生まれながらに

持っています。この権利を実現するために、教育は重要な役割を担っています。

1989年に国連で採択され、翌年、日本政府も署名した「子どもの権利条約」の第29条では、教育の目的を次のように規定しています。

「子どもの人格、才能ならびに精神のおよび身体的能力を最大限可能なまで発達させること。人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を發展させること。」(抜粋)

すなわち、教育は子どもの権利を具体的に保障する手段であり、近年問題になっていく教育現場でのいじめ問題は、絶対に見逃してはならない問題なのです。

さらに、いじめによって子どもたちが自殺したり、自分らしく生きる術を失ったりすることは、社会にとって大きな損失です。私たちの社会は、将来を担う大切な人格や才能をいじめによってたくさん失っているのです。言うまでもなく、いじめ問題は大きな社会的問題です。

いじめの原因は、子どもだけに問題があるのではなく、大人社会のゆがみが子どもたちに影響をあたえているという指摘もあります。家庭や学校での教育をもう一度見直してみる必要があります。だから、大人がこの問題から逃げることは消して許されないので。

「自分の子どもさえ、いじめられていなければよい」と思っていないでしょうか？今こそ職場や地域でいじめ問題を考え、いじめをなくするためにできることから始めてみてはどうでしょう。



南部町人権啓発のつどい

月日 12月10日(日)
 会場 プラザ西伯
 午後1時 講演
 「人権と共生の21世紀」
 社会学博士 林力さん
 午後3時 トーク&コンサート
 「心に届く愛の音色」
 エスペランサ(フルート・ベース)
 奥田良子さん・勝彦さん

第5回南部町 男女共同参画推進大会



講演に聞き入る参加者

9月30日、あいみ公民館で約70人が参加し、南部町男女共同参画推進大会が開かれ、自分らしく生きることの大切さなどについて、4人の方が次のように話されました。

溝口人貴光さんは「退職後のボランティア活動」について、吉田尚代さんは「羊毛を使ったフェルト製品の製作等を障がいのある方と一緒に作業している『ノームの糸車』について、新井貴志さんは「学校や仕事を通じて学んできたこと」について、松本美樹さんは「欠席のため事務局が代読」 「めぐみ豆腐の製造販売等をする『すぎなの会』について、それぞれ発表されました。